

「千葉市市民自治によるまちづくり条例」施行後の実施計画における  
項目の整理について

「千葉市市民自治によるまちづくり条例」の施行後の実施計画 項目比較表

施行前	施行後
千葉市市民参加・協働実施計画	千葉市市民自治実施計画
I 公表の趣旨	I 公表の趣旨
II 総括	II 総括
III 区分別計画	III 区分別計画
1 市民参加の取組み	1 市民参加の取組み
(1) パブリックコメント手続	(1) パブリックコメント手続
(2) 公募委員を含む附属機関	(2) 公募委員を含む附属機関
(3) ワークショップ	(3) ワークショップ
(4) 意見交換会	(4) 意見交換会
(5) 意見募集	(5) 意見募集
(6) アンケート調査	(6) アンケート調査
(7) その他の市民参加手続	(7) その他の市民参加手続
2 協働の取組み	2 協働の取組み
(1) 委託	(1) 委託
(2) 共催	(2) 共催
(3) 事業協力	(3) 事業協力
(4) 支援・補助	(4) <u>協働への支援・補助</u>
	<u>3 市民の自立的な活動を推進するための取組み</u>
3 市民の意向の把握	<u>4</u> 市民の意向の把握
4 市民と職員の意識向上	<u>5</u> 市民と職員の意識向上

IV 分野別計画  
市政のしくみ  
市民生活  
健康・福祉  
こども・教育  
環境  
経済・産業  
都市・建設

IV 分野別計画  
市政のしくみ  
市民生活  
健康・福祉  
こども・教育  
環境  
経済・産業  
都市・建設

令和2年4月1日の「千葉市市民自治によるまちづくり条例」の施行に伴い、「千葉市市民参加・協働実施計画」の名称を変更し、新たに「市民の自立的な活動を推進するための取組み」を追加します。

この項目の追加に当たり、「協働への支援・補助（市民と市との役割分担に基づき、市が物的支援や財政的支援などを行うもの。）」との区分については、次の基準により振分けを行いたい。

【基準】

市から受ける支援について、原則として市民が用途を自由に決められること。

例) 地域運営交付金

地域運営委員会の活動に対する費用の補助。地域運営委員会は、町内自治会連絡協会などの地域で活動する様々な団体で構成されており、どのような活動に取り組むかは地域の実情に合わせて委員会が決められる。